

# 台風24号で自宅に被害を受けた方はお見舞い金が給付されます。

例

- ① 屋根の瓦が飛んだ。
- ② テレビのアンテナが壊れた。
- ③ 樋が壊れた。

などの軽微な被害でもお見舞い金が給付されます。

**事務局にご相談下さい。**

申請に必要な書類は、下記のとおりです。

- ① 見舞金・弔慰金給付申請書(様式第10号)
- ② 住宅災害等 共済金請求書(4枚複写)

※共済金欄には金額を記入しないで下さい

上記の書類に記入・捺印し、③罹災証明書④被災現場の写真⑤見積書のコピーを添えて事務局に提出してください。

また、⑥被災建物の面積㎡(坪数)も教えて下さい。

\* 建物の損害20%以上の場合、

申請書類を全労済協会に送付し、確認審査を受け当センターに連絡があります。申請から約1ヵ月後の給付になります。

## 「住宅災害(自然災害)見舞金」支払基準と金額

損害の程度	自然災害見舞金の額
建物の損害70%以上	150,000円
建物の損害20%以上70%未満	75,000円
建物の損害20%未満	15,000円

※被災対象は会員が居住する建物で店舗・物置・車などは対象外となります。

遠州ライフサポートセンター

事務局

TEL:0538-48-8522 FAX:0538-48-8399